

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 29 年 1 月 20 日（金）午前 11 時 05 分～午前 11 時 38 分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 2 番 神谷 利盛、 3 番 柳沢 英希、
5 番 長谷川広昌、 6 番 黒川 美克、 7 番 柴田 耕一、
8 番 幸前 信雄、 9 番 杉浦 辰夫、 11 番 神谷 直子、
12 番 内藤とし子、 13 番 北川 広人、 14 番 鈴木 勝彦、
15 番 小嶋 克文、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー （議長）杉浦 敏和、（副議長）浅岡 保夫

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
総務部長、行政 G L、財務 G L、行政 G 兼財務 G 主幹、行政 G 主事、
福祉部長、生涯現役まちづくり G L、
こども未来部長、こども育成 G L、文化スポーツ G L、
都市政策部長、都市防災 G L、
学校経営 G L、学校経営 G 主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

1 報告及び連絡事項

(1) 高浜小学校等整備事業について

①基本協定書の締結について

②その他

2 協議事項

3 審査事項

4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立しましたので、これより公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 報告及び連絡事項

(1) 高浜小学校等整備事業について

①基本協定書の締結について

委員長 当局より、説明をお願いいたします。

説（総務部） それでは、高浜小学校等整備事業基本協定書の締結について、御説明を申し上げます。協定書の（案）につきましては、平成28年7月13日の本特別委員会で御説明をさせていただきましたが、今回締結に伴いまして、改めて御説明申し上げるものでございます。

初めに、本事業の概念につきまして資料1、PFI事業のスキームをお願いいたします。基本協定書を締結する目的でございますが、2点ございます。1点目は、契約締結までの双方の準備行為を義務化することで、契約締結までの進め方や期限などを規定するとともに、特別目的会社の設立についても規定するものであります。2点目は、契約の相手方の同一性を担保することで、落札者は入札参加グループであります。事業者は特別目的会社となりますことから、入札参加グループと契約の相手方との同一性を担保するためであります。

続きまして資料2、高浜小学校等整備事業基本協定書の1ページをお願いいたします。第1条（目的）は、本基本協定は、事業者が落札者として決定されたことを確認し、市と代表企業及び構成企業が設立する事業予定者との間で、事業契約の締結に向けて、市及び事業者双方の義務について、必要な事項を定めるものであります。

第2条（当事者の義務）では、第1項は、市及び事業者は、事業契約の締結に向けて、誠実に対応しなければならないとするものであります。

第3条（事業予定者の設立）では、第1項は、代表企業及び構成企業は、基本協定締結後、事業予定者を株式会社として設立し、法人登記簿謄本の写し等を市に提出しなければならないとするものであります。

第2項は、代表企業及び構成企業は、必ず出資しなければならないこととし、また、代表企業は、事業期間を通じて出資者中最大の出資割合を持つものとし、代表企業及び構成企業の出資比率は出資額全体の50パーセントを上回らなければならないとするものであります。併せて、代表企業が保有する議決権の割

合は、事業予定者の総株主の議決権のうち最大の割合とし、代表企業及び構成企業が保有する議決権の合計割合は、事業予定者の総株主の議決権の50パーセントを上回らなければならないものとするものであります。

第3項は、事業予定者の定款には、会社法に基づく株式の譲渡制限を規定しなければならず、第4項は、代表企業及び構成企業は、7ページ及び8ページの出資者保証書に定める数量の事業予定者の株式の引き受けを行うとするものであります。

2ページをお願いいたします。第4条（株式の譲渡）では、第1項は、代表企業及び構成企業は、本事業期間終了まで事業予定者の株式を保有するものとし、株式の譲渡、担保等の設定等を行う場合は、市の承諾を得なければならないとするものであります。

第5条（業務の委託、請負）では、第1項は、代表企業及び構成企業は、設計業務を株式会社浦野設計に、建設業務を株式会社近藤組及び都築建設工業株式会社に、什器・備品等の調達・設置業務を株式会社近藤組に、厨房機器設備の調達・設置業務を株式会社アイホー名古屋支店に、電気自動車充電設備の調達業務を株式会社豊田自動織機共和工場に、工事監理業務を株式会社浦野設計に、維持管理業務をサンエイ株式会社に、事業マネジメント業務を株式会社近藤組及び株式会社西三河エリアワンにそれぞれ委託し、または請け負わせるとするものであります。

第6条（事業契約等）では、第1項は、代表企業及び構成企業は、基本協定締結後、平成29年2月15日までに市と事業予定者との間において仮事業契約を締結するものとし、第2項は、仮事業契約は市議会で議決されたときに、本契約となるとするものであります。

3ページをお願いいたします。第7条（出資者保証書等）は、代表企業及び構成企業は、事業契約の締結の日において、7ページ及び8ページの出資者保証書を市に提出するとともに、代表企業及び構成企業以外の者が株式を保有する場合は、9ページの誓約書を徴求して、市に提出しなければならないとするものであります。

第8条（準備行為）では、第1項は、事業者は、事業契約締結前にも自己の

費用と責任において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲で、準備行為を行うことができるものとし、市は、必要かつ合理的な範囲で、当該準備行為に協力しなければならないとするものであります。

4 ページの第 10 条（事業契約不調の場合の処理）において、事業契約の締結に至らなかった場合には、準備行為に関して要した費用については、各自がそれぞれ負担するとするものであります。

条が前後いたしますが、第 9 条（資金調達）では、第 2 項は、代表企業及び構成企業は、融資金融機関等が決定した場合には、金融機関等の名称等を市に提出しなければならないとするものであります。

5 ページをお願いいたします。第 13 条（秘密保持）では、市及び事業者は、本基本協定の各事項について、相手方の同意を得ることなく第三者に開示及び本基本協定の目的以外に使用してはならないとするものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

問（12） 高浜小学校の整備事業の関係ですが、建築業法というか建設業法というか、上級法といいますか、その法律でいうと、こういう P F I 事業で公共事業を言ってみれば丸投げするような方法については、違反ではないかというのが出ているんですが、そういう点では、どのように考えてみえるのでしょうか。

答（総務部） P F I 事業について、違反ではないかということが出ているということですが、具体的にどういった形で出ているのか、私どもは、この事業が建設業法違反であるというふうには捉えておりません。ただいまの御質問に具体的にお答えするには、資料 1 で事業スキームをお示しをしましたが、具体的にどの部分がどういう理由で違反と出ているのか、お教えいただければ幸いです。

問（12） 要するに高浜市が、ここで見ますと特別目的会社、代表が決まっているわけですが、こういうふうにくっつかの業者が一つになって契約を結ぶわけですけれども、そういうふうには公共施設、公共事業を行うときは、こういう方法では不備があるんじゃないかということが言われているんですが、その点

で質問しています。

答（総務部）　　こういう方法が違反ではないかということが言われているということでございますけれども、P F I 事業については、これまでも国のほうで幾多の例がございます。当市のこの事業は、標準的な事例でございます。この事例が建設業法違反だと言われているということでもありますけれども、私どもでは、そのようには捉えておりません。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長　ほかに質疑もないようですので、基本協定書の締結について質疑を終了します。

②その他

委員長　当局より、何かあればお願いします。

説（総務部）　　（１）の②その他でございますが、本日は折角の機会でございますので、お時間を頂戴いたしまして、落札者のプレゼンテーションの資料をお借りをしまして、その概要を御説明を申し上げたいと思います。

なお、パワーポイントで御説明をさせていただくことにつきましては、現時点、仮契約あるいは事業契約に至っていない段階でございますので、事業者との調整によるものでございますので、よろしく願いをいたします。また、これから御説明する内容は、提案内容の一部でございますので、詳細につきましては、事業契約締結後の設計業務を経て決まってくるものでありますことを、あらかじめお断りをさせていただきます。よろしく願いをいたします。

説　明　準　備

説（総務部）　　それでは、御説明をさせていただきます。

この資料は、全体のイメージ図になります。既存校舎の南側に新設校舎を計

画し、小学校校舎は南側とし、メインアリーナ（小学校体育館）は、校舎北東側に配置をしています。地域交流施設の公民館は、校舎内部の北側に、サブアリーナ、市体育館と児童センターは、校舎の北側に配置をしています。屋外運動場は、日当たりのよい南側としまして、100メートルの直線路と170メートルのトラックを確保できる形状となっております。

三州瓦の活用につきましては、校舎では、搭屋の屋根やひさし及び昇降口に活用し、地域交流施設では、エントランスホールの大屋根と通路上部の連続ひさしや児童センターの勾配屋根に活用し、そのほかモニュメント等への活用をするという提案となっております。

この資料は、施設概要になります。提案面積につきましては、延べ面積は11,676平米となっております。構造は、鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造りで、階数は小学校校舎が地上3階一部塔屋付き、メインアリーナ、小学校体育館が地上2階建て、児童センターと地域交流施設が平屋建てとなっております。

耐震安全性につきましては、重要度係数は耐震基準の2割5分増しの1.25、駐車場の台数は約200台となっております。

防災機能につきましては、発電装置として太陽光パネルは自立運転機能及び蓄電池設備付きの20キロワット、自家発電設備は100キロワット、貯水等装置として、耐震性貯水槽100トンのほか、雨水利用の200トンの中水槽の提案をいただいております。

この資料は、動線のイメージになります。初めに、小学校の児童は正門から校舎南側の通路よりアクセスをして、中央の昇降口へ導く動線計画となっております。次に、児童センターと地域交流施設等へは、プロムナードからエントランスホールに導く動線計画となっております。駐車場へは県道の北門より進入し、一般車両や給食用車両の出入口として歩車分離を明確にしています。

この資料は、校舎の諸室計画のイメージになります。昇降口を中央に設け、上下階への移動は4カ所の階段で、スムーズな移動ができる提案となっております。普通教室は全て南向きに配置をし、採光に配慮するとともに、1年生は1階に、2、3年生は2階に、4、5、6年生は3階にというように、学年ごとにグルーピングをしています。保健室は正門側の1階、特別支援教室の隣に設

け、児童のけがや救急車への対応が速やかにできるように配置をされています。職員室等の管理諸室は2階西側に設け、屋外運動場や通学路の児童の安全が確認できる計画となっています。

この資料は、セキュリティのイメージで、エントランスホールの中央に事務管理室を設けるとともに、地域交流施設等の利用者はハブ機能として、全てエントランスホールを經由して各施設に移動する計画となっています。メインアリーナ、小学校体育館への動線は、小学校稼働時は施錠により遮断し、セキュリティを確保しています。公民館から小学校への移動は、小学校稼働時は小学校内の電動シャッター等により遮断をされ、セキュリティを確保しています。

この資料は、学校教室のイメージで、壁仕上げについては木質系壁材を選定するとともに、窓ガラスは安全ガラスとして学校用強化ガラスを使用し、合わせて飛散防止対策として、フィルム貼りを行うこととされております。

この資料は、メインアリーナ、小学校体育館のイメージで、多用途に利用できる計画としています。初めに、競技利用としては、ミニバスケットボールコートを2面確保できる広さがあります。内壁は運動時の衝突を軽減できる木質系パネルを使用し、柱等の突出物は、衝撃吸収ラバーの緩衝材を設け、安全に配慮をしています。

また、避難所機能としては、この図面にはございませんが、アリーナに付属した防災倉庫を設けるとともに、更衣室にはシャワー室を設けることとしております。ホール機能としては音楽会や講演会の利用を想定して、内装仕上げは吸音材を使用することとしております。

ロールバックチェアにつきましては、電動自走式の移動観客席300席を設置することとしています。ステージの下に折り畳み椅子が収納されていますので、折り畳み椅子400脚と合わせて、最大で700席の配置が可能となります。

正面ステージの下手、左側に控室2室、給湯室、トイレが設置をされています。

この資料は、児童センターのイメージとして、普段は多目的室、集会室、児童クラブ室の各部屋は、移動間仕切り、パーテーションで区画をされておりますが、ちょうどこの図は、これらのパーテーションを取り外して開放したとき

のイメージとなります。

多目的室、集会室、児童クラブ室はじゅうたん張りとなっております、館内には多目的トイレや静養室も配置されていますので、避難所機能の面からも障がい者、高齢者、乳幼児、妊婦等の避難所としての活用が可能となっております。

この資料は、サブアリーナ、市体育館のイメージで、バスケットボール、フットサルコート1面を確保できる広さがあります。内装はフットサルの利用を想定し、各所への防球対策を施すとともに、運動時の衝突を軽減できる木質系パネルを使用するほか、柱等の突出物は衝撃吸収ラバーの緩衝材を設け、安全に配慮をしています。

この資料にはございませんが、避難所機能としては、更衣室にはシャワー室を設けております。

以上が、各施設の提案概要でございます。

次に、工事期間中の児童の安全対策についてであります。ただいまから申し上げますように、提案内容は全工事期間を通じて、児童の動線と工事車両の動線を分離する内容となっております。

この資料は、新校舎を整備する平成29年12月から平成31年2月までの間ですが、新校舎区画を全面仮囲いをし、児童の動線と工事車両の動線を完全に分離することといたしております。工事車両の入退場の時間帯制限を設けるなど徹底した入退場管理を実施するとともに、工事期間中を通じて、交通誘導員を正門付近に常時配置する提案となっております。

この資料は、既存校舎を解体する平成31年4月から6月までの間ですが、前半は既存校舎を全て仮囲いをし、工事車両の動線は、西側県道の北門より進入し、児童の動線と完全に分離することといたしております。解体は北校舎、中校舎、南校舎と、東側、右側から順次行い、児童の屋内運動場への動線は、仮囲いの西側、左側に確保しています。

この資料は、既存校舎を解体する平成31年4月から6月までの間の後半ですが、南校舎の解体時、一時的に屋内運動場への地上移動の動線確保が困難な時期がございますので、この時期につきましては仮設歩道橋の設置など

市との協議によりまして、児童の安全に最大限配慮する計画となっております。

この資料は、メインアリーナ、小学校体育館等を整備する平成 31 年 4 月から平成 32 年 8 月までの間ではありますが、工事部分を全面仮囲いし、児童の動線と工事車両の動線を完全に分離することといたしております。児童の屋内運動場への動線は仮囲いの西側、左側の県道側に、プールへの動線は仮囲いの東側、右側の線路側に確保しています。

この資料は、屋外運動場の整備を行う平成 31 年 7 月から 8 月までの間ではありますが、屋外運動場の整備は夏休み期間中に行うこととし、小学校の運営に支障を来たさない計画とされています。

この資料は、プールを解体する平成 31 年 9 月から 11 月までの間ではありますが、プールの解体はこの時期に行うことが予定をされております。

この資料は、既存体育館を解体する平成 32 年 9 月から 11 月までの間ではありますが、工事部分を全面仮囲いをし、屋内運動場の解体までに北側駐車場 90 台を整備することといたしております。

この資料は、既存体育館解体後、三期工事で駐車場を整備する平成 32 年 9 月から平成 33 年 3 月までの間ではありますが、北側駐車場からの自動車利用者の動線を示しております。

最後にこの資料は、本日、お手元にもお配りをさせていただきましたが、建設スケジュールでございまして、全体を通して入学式、卒業式などの学校行事や学校生活への影響を極力少なくするスケジュールとしております。

一期工事につきましては、新校舎の整備ではありますが、設計は平成 29 年 4 月から 10 月まで、具体的な工事は平成 29 年冬休みから平成 31 年の 2 月までを予定し、平成 31 年 4 月の新学期は、新しい校舎で迎える計画となっております。

この間、屋外運動場につきましては、ただいま申し上げましたとおり新設校舎の整備期間中、仮囲いの一部がかかることはございますが、工事車両や資材置場として利用することはありませんので、体育の授業や運動会への影響はほとんどないものと考えられます。

新校舎完成後、平成 31 年 4 月から既存校舎を解体し、二期工事で小学校体育館等を整備いたしますが、屋外運動場への影響はございません。小学校体育

館につきましては平成 32 年 8 月末に完成し、2 学期からは新しい体育館での体育授業のほか、学芸会も新しい体育館で行うこととなります。説明は以上のおりでございます。

なお、本日は、仮契約あるいは事業契約締結前の段階でございまして、限界がございしますが、今後契約議案を御審議いただく必要性から、第一報として、可能な範囲内の御説明をさせていただきましたので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

問（7） 少しお聞きしたいんですけれど、設計の期間があると思いますけれど、そこら辺で十分、保護者等に理解を求め、なおかつ、きちんとしたある程度の変更ができるのか、そこら辺のことを若干、ちょっとお聞きしたいと思います。

答（総務部） まず、保護者の方への御説明でございしますが、設計段階になりましたら、どんな使い方ができるのか、使い勝手等につきましては、教職員、保護者等関係者の方、給食施設については栄養士、保護者等関係者の方、こういった方とのワークショップ等により、意見交換の場を設けていくことを予定をいたしております。

設計変更の御質問でございしますが、今回の提案は一般競争入札によりまして、市の求める要求水準にかなった形で事業者としての提案をいただいております。そうした基本的な考え方は変えない範囲で、ただいま申し上げました、どんな使い方ができるか、使い勝手等について御意見を伺う機会はあるものと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、②その他について質疑を終了します。

2 協議事項

委員長 本日、協議事項はありません。

3 審査事項

委員長 本日、審査事項はありません。

4 その他

委員長 初めに、次回の公共施設あり方検討特別委員会ですが、2月9日、木曜日、午前10時より開催しますので、御予定をお願いいたします。

それでは、皆さんのほうで何かあれば、お願いいたします。

説(総務部) ただいま、7番議員の御質問で一般競争入札と申し上げました。一般競争入札の中でも総合評価の一般競争入札ということでございます。付け加えさせていただきたいと思えます。

委員長 ほかに何か。

意見なし

委員長 なければ。

市長挨拶

委員長 以上をもって、公共施設あり方検討特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午前11時38分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長